

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和6年 7月29日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区上鳥羽北塔ノ本町34番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 尾池アドバストフィルム株式会社 代表取締役社長 尾池 均

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	29台	0台	0台	29台
	冷蔵機器及び冷凍機器	35台	0台	0台	35台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	• 冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検表作成し、それに基づき簡易点検を実施している。 • 管理している第一種特定製品の一覧表並びに法定点検結果について、社員がいつでも見られるように共有サーバー内に保管されている。			
	廃 棄 時	適切な回収並びに廃棄ができるように有資格者がいる業者による作業の依頼を行っている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	• 簡易点検などで異常が確認された場合は、迅速に業者に連絡して漏洩の予防に努めている。			
	廃 棄 時	• 充填回収業者から破壊証明書をしっかりと受取・確認を実施、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針		• 第一種特定製品を更新する際は、地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品を導入する事を検討する。			
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。